

# 2019 高砂市プレミアム付商品券発行事業

## 『高砂あきんど券』取扱加盟店募集のご案内

令和元年 6月

高砂市商店連合会  
(事務局 高砂商工会議所内)

このたび、消費税増税に伴う高砂市内商業の沈滞化の回復、消費の喚起、住民の生活を応援することを目的にプレミアム付商品券『高砂あきんど券』を発行します。

つきましては、当商品券発行の趣旨・条件等をご理解いただき、当商品券の取扱加盟店となつていただく店舗を下記の通り募集します。

### 1 募集する店舗

商品券『高砂あきんど券』を取扱う店舗。全業種対象（条件等の詳細は下記のとおり）。

### 2 当商品券の概要

発行主体	高砂市商店連合会（事務局 高砂商工会議所）
愛称	高砂あきんど券（2019）
セット内容	500円券10枚綴り（5,000円分）
販売金額	1セット4,000円（購入は1人5冊まで）
販売数	100,000冊（5億円分）
販売期間	<ul style="list-style-type: none"><li>令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）</li><li>販売所は、市内15箇所程度を予定 (販売所により日程等が異なります)</li></ul>
使用有効期間	<ul style="list-style-type: none"><li>令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）</li><li>※ 利用有効期間後の当商品券の使用や現金との引き換えは取り扱わない</li></ul>
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"><li>1回の買い物で使用できる当商品券の枚数は、各取扱加盟店に任せる</li><li>ビール券等の他の商品券やプリペイドカード（チャージ含む）、タバコ、切手、公共料金の支払は不可</li><li><b>現金との引き換え、つり銭の取扱、再流通は不可</b></li></ul>
取扱加盟店の負担	<ul style="list-style-type: none"><li><b>額面500円の商品券を額面通り換金する(手数料等金銭的な負担はいません)</b> 但し、大規模小売店舗（小売市場を除く）は、協力金が必要です。 店舗面積500m<sup>2</sup>を超える場合2%、店舗面積1,000m<sup>2</sup>を超える場合3.5%を後日請求させていただきます。</li></ul>

### 3 換金方法等

換金取扱金融機関は、但陽信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、西兵庫信用金庫の各市内支店窓口です。各信用金庫に口座がない場合は、新規に開設しお申込み下さい。

なお、換金申出期間は、令和元年10月1日（火）～令和2年3月25日（水）です。  
期間外の換金は取扱いできません。その他詳細については、加盟店登録後にお伝えします。

#### 4 取扱加盟店登録の条件及び申請方法

下記手順により、取扱加盟店登録の申請が必要です。

なお、取扱加盟店登録を頂いた方には、店頭用ポスター等を後日送付します。(9月中旬)

##### ①提出書類

別紙2の取扱加盟店登録申請書に必要事項を記入・押印のうえ、高砂市商店連合会にメール・FAX・郵送もしくは持参でご提出下さい。(ご持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで)

※大規模小売店(小売市場等を除く、店舗面積500m<sup>2</sup>を超える小売店舗)は別紙2(大店用)にて申請下さい。

##### ②締切日

**令和元年 7月10日(水)必着** 《最終締切日：令和元年11月29日(金)》

締切日以後も隨時取扱加盟店申請の受付を行いますが、商品券利用者向けに発行する取扱加盟店名を掲載した一覧表(チラシ)に店舗名等が掲載されませんのでご注意下さい。

##### ③注意事項

高砂市内に複数の店舗がある事業者が応募する場合は、取扱加盟店管理の都合上、お手数ですが店舗ごとに1枚の申請書をご提出願います。

##### ④取扱加盟店の条件

当商品券では、その目的に沿って、下表(取扱加盟店登録条件表)の通り条件を設定しております。取扱加盟店登録申請をしていただくためには、店舗区分ごとに定めた条件を全て満たすことが必要です。

##### 【取扱加盟店登録条件表】

条件A	条件B(共通)
店舗が高砂市内にある個人又は法人事業所 ※ 但し、大規模小売店(小売市場等を除く、 店舗面積500m <sup>2</sup> を超える小売店舗)の登録店 は、協力金が必要です。(後日請求)	①但陽信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・ 西兵庫信用金庫のいずれかの市内店舗に口座を 有する(又は開設する)こと ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第5項 に規定する事業所に該当しないこと

##### 【業種】全業種(但し、一部取扱できない商品もありますので詳しくはお問合せ下さい)

#### 5 その他(取扱加盟店のルール等)

取扱加盟店チラシはレジ周辺等の見やすい場所に、ポスターは店頭の目立つ位置に掲示して下さい。その他は、別紙1「2019高砂市プレミアム付商品券《高砂あきんど券》取扱加盟店のルール」に従って下さい。なお、ルールに従うことができないときは、加盟の取消し等の措置を講ずる場合があります。

※お願い

- ・商品券の普及促進のため、お店独自の工夫でPRに努めていただきますようお願いします。
- ・今回、実施するプレミアム付商品券発行事業は、消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするための国の事業で、対象者は住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯に限定されています。商品券の使用者を特定するような行為は控えていただきますようお願いします。

【お問合せ先】

高砂市商店連合会（事務局：高砂商工会議所）

〒676-8558 高砂市高砂町北本町1104 TEL 079-443-0500（平日 9:00～16:00）

※申込書は、高砂商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.takasago-cci.or.jp/>

【お申込先】

申込メールアドレス [akindo@takasago-cci.or.jp](mailto:akindo@takasago-cci.or.jp) FAX 079-442-0369

## 2019高砂市プレミアム付商品券《高砂あきんど券》 取扱加盟店のルール

高砂市商店連合会

本商品券を取扱う加盟店におかれましては、下記のルールを厳守下さい。

ルールに従うことができないときは、加盟の取消し等の措置を講ずる場合があります。

### 1 商品券の使用時等について

#### ①商品券を使用できない商品等

- ・換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、タバコ、プリカ及びプリカへのチャージ）
- ・風俗営業に関わるもの
- ・国や地方公共団体等への支払、公共料金等の支払

#### ②期間の厳守

- ・令和2年2月29日以降、当商品券を使っての取引はできません

#### ③1回の買い物で使用できる枚数

- ・各取扱加盟店に任せる

**★1回の使用限度額を周辺の見やすい場所に掲示して下さい（店舗ごとに決定下さい）**

#### ④取扱加盟店舗であることの表示

- ・ポスターは店舗入口周辺の見やすい場所に掲示して下さい

#### ⑤不正使用（発行目的外使用）の禁止

- ・商品券の不正使用や偽造券を発見した場合は、当会へ速やかに連絡して下さい

#### ⑥その他注意点

**・再流通は不可です。**

**★お客様が使用した商品券の裏面には再流出を防止するため、店名を記入又は押印するとともに、必ずきりとり線にそって、一部を切り取って下さい**

- ・つり銭には応じないようお願いします

### 2 商品券の換金について

#### ①取扱金融機関

- ・換金できる取扱金融機関は、但陽信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・西兵庫信用金庫の各市内支店です
- ・口座をお持ちでない場合は新規に開設下さい

#### ②期間の厳守

- ・換金申出期間は、**令和2年3月25日までです**。3月26日以降の換金申出はいかなる理由でもできません

#### ③換金時に金融機関窓口に提出するもの

- ・裏面に店名の記入又は押印がある使用済商品券（一枚ずつ切り離して下さい）
- ・換金依頼書（加盟店登録時に一定部数お渡ししますが金融機関にも置いてあります）
- ・身分証明書、預金通帳等

#### ④換金手続時における使用済商品券の取扱いについて

- ・換金時に提出して頂き《換金依頼書 加盟店控》を必ずもらって下さい

#### ⑤換金額の確認

- ・換金手続き後、3営業日以降の入金となります
- ・換金入金手続き後は、通帳記帳等により、換金額を確認して下さい

#### ⑥不正使用（発行目的外使用）の禁止

- ・取扱加盟店が自分で購入した商品券の換金は禁止です
- ・未使用券、偽造券の換金もできません